福島県の燃料高騰対策に関する支援金支給について

(トラック部分のみ抜粋)

この支援金は、福島県が燃料高騰等により、厳しい経営状況に置かれている県内運送 事業者の車両維持に要する経費の一部を支援することで、県内物流機能を維持するため、県内に本社または営業所がある事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じて支給されるものです。

- ◆名称:「地域公共交通等運行継続緊急支援金」
- ◆定義:①地域公共交通等事業者とは

「路線バス(乗り合バス)・高速バス・貸切バス・タクシー事業者・自動車運転代行業者及びトラック運送事業者」

②補助事業者とは

「緊急支援事業を行う事業者(株式会社 JTB 福島支店)」

③緊急支援金とは

「地域公共交通等事業者の車両維持に要する経費の一部を助成するため、補助事業者が地域公共交通等事業に対して支給する支援金」

◆対象事業者(トラック運送事業者の部分のみ抜粋)

「貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第4条の許可を受けて一般貨物運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある事業者」

- ◆緊急支援金の交付額(トラック運送事業者の部分のみ抜粋)
 - 交付対象車輌1台につき『2万円』を乗じて得た金額
 - ※車検を要する営業用車両が対象ですので、トレーラー台車・霊柩車・営業ナンバーの軽貨物 車なども支給対象となります。

◆支援金交付申請期間

令和4年11月30日(水)までに関係書類を添えて提出

◎「地域公共交通等運行継続緊急支援事業」の具体的な詳細及び申請に関する具体的な取り扱いについては、下記のホームページより確認願います。

福島県生活交通課ホームページ「地域公共交通等運行継続緊急支援事業」について www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/chiikikoukyoukoutsuutousienn.html

支援金申請先(補助事業者)ホームページ

【開設準備中】